

<別紙>

◆「労働監督に関する条約」（第 81 号）

<意 見>

○十分な労働監督官の数について

労働基準監督署が、限られた人的リソースの中で、過重労働の防止に向けた監督指導の強化や、企業労使からの相談への対応、労働関係法令の周知に最大限取り組んでいることに敬意を表する。

労働基準監督署には、I C T等の活用により、労働基準監督業務の効率化、コスト削減を積極的に進めると同時に、適切かつ統一的な監督指導を通じた企業の労働関係法令の遵守を促進するために必要な労働基準監督官を早期に確保いただきたい。

以 上

<別紙>

◆「結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第 87 号）」

<意 見>

○自律的労使関係制度施策等についての社会的パートナーとの協議について

2024 年の ILO 総会基準適用委員会の議長集約を踏まえて、従来から議論をしている ILO 懇談会に加えて、公務員制度に関する諸課題について、国内の使用者団体と労働者団体と新たに意見交換を実施し、引き続き社会的パートナーとの意思疎通に努めていくことを決定した日本政府の判断と対応を高く評価する。

○消防職員、刑事施設職員の団結権について

日本政府が繰り返し強調しているように、日本は他国と異なり、巨大地震や津波などの自然災害に頻繁に直面している。このため、危機発生時に国民の生命、健康、財産を守るために消防職員の行動を効果的に調整する目的で、政府が消防職員を ILO87 号条約 9 条にいう「警察」と同様に扱うことは適切であると考えます。また、刑事施設職員についても、刑務官は警察職員と同様に法令により武器の携帯・使用が認められていることなどから、ILO87 号条約 9 条にいう「警察」に含まれるとする日本政府の見解を支持する。

他方で、消防職員や刑務官の勤務実態を踏まえ、労働条件や待遇を改善することは重要である。日本政府は、消防職員委員会制度や、刑務官との意見交換の場、女性に対する刑事施設の取り組みを通じて、消防職員や刑務官の労働条件の改善に取り組んでいるが、団結権を付与しない代替りの措置として効果的に機能するように、取り組みを一層強化していくべきである。そのうえで、日本政府が実施した様々な措置や改善の状況について、日本政府が 2024 年の ILO 総会基準適用委員会の議長集約を踏まえて設置する国内の使用者団体と労働者団体との新たに意見交換の場において共有することを求める。

○公務員の労働基本権について

公務員の労働基本権を制約する代償措置として、人事院が効果的で公平かつ迅速に機能しているとする日本政府の見解を支持する。

自律的労使関係制度については、同制度の措置を規定した国家公務員制度改革関連四法案が廃案になった経緯や、国家公務員制度改革関連四法案のパブリックコメントでも、国民の十分な理解と支持が得られていないことが示されたことから、国民の支持と理解は得られていないとする日本政府の現状認識は適切であると考えます。

繰り返しになるが、日本で自律的労使関係制度を実施するためには、国民の理解と支持が不可欠である。このため、2024 年の ILO 総会基準適用委員会の議長集約を踏まえて設置する国内の使用者団体と労働者団体との新たに意見交換の場において、公務員制度に関する諸課題について、引き続き議論していくことが重要である。

◆**団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第 98 号）**

<意見>

公務員の労働基本権、自律的労使関係制度、人事院勧告制度については、第 87 号条約に関するコメントと同様である。

以 上

<別紙>

◆「がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約」（第 139 号）

<意 見>

○法令の周知・広報について

日本政府の報告によれば、特定化学物質障害予防規則の違反件数が近年増加傾向にある。また、厚生労働大臣が定める「がん原性物質」の範囲は、日本政府による GHS 分類の結果に応じて順次拡大が見込まれている。

事業者が適切なばく露防止措置を講じ、有害な作業に従事する労働者の健康が確保されるよう、日本政府には法令の十分な周知・広報をお願いしたい。

○記録の保存について<第 3 条>

特定化学物質障害予防規則や石綿障害予防規則において、事業者には作業環境測定記録や健康診断個人票等を数十年間保存する義務を課している。

労働者の転職や事業者の倒産等に伴うデータの散逸リスクを回避するため、公的機関が一元的に管理する仕組みを検討いただきたい。

◆「石綿の使用における安全に関する条約」（第 162 号）

<意 見>

○法令の周知・広報、指導について

今後、建築物等の解体・改修の増加が見込まれる中で、石綿にばく露する労働者を新たに生じさせないことが肝要である。日本政府においては、作業現場で適切なばく露防止対策が実施されるよう、事業者に対する法令内容の周知・広報とともに、履行確保に向けた必要な指導を徹底いただきたい。

以 上